

# 法教育

法教育  
センターニュース

No. 33

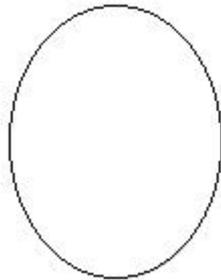
2023年3月13日  
第33号

Law-Related Education

発行 神奈川県弁護士会法教育委員会

## 巻頭言

神奈川県弁護士会  
副会長 飯田 学史



### 戦争のつくりかた

前号に続いて平和の話を書きます。それは平和であることがとても大切だから、そしていまの世の中が平和とは異なる方向に進んで行っているように思えるからです。

私たちの国は太平洋戦争での大きな犠牲と引き換えに2度と戦争をしないことを決めて、それを日本国憲法に決めました。

憲法第9条の戦争放棄は義務教育で学ばなければならない内容なので、日本に住んでいる多くの人は日本が戦争をすることができない国であることを知っています。また、現に日本は今日まで78年間、戦争をしていませんから、多くの人は日本が戦争をしないことを当然のことだと思っています。憲法で戦争をしないと決めたので私たちは戦争のために何かをしたこともありません。戦後が78年間続いていたことは私たちが78年間戦争をしなかったということです。それは当たり前のことのようにですが、実はとても素晴らしいことなのです。

しかし、ひとたび戦争をしないと決めた国であっても、国の仕組みやまきを少しずつ変えていくことで戦争ができる国になっていきます。戦争は突然起こるわけではありません。78年前の戦争もそうでした。戦争をしたいと考えている人たちが国の仕組みやまきを少しずつ変え

ていくことで、いつの間にか戦争ができる国になっていき、そしていつの間にか社会の動きを誰にも止められなくなり戦争に突入していったのです。

みなさんは「戦争のつくりかた」という絵本を知っていますか。この絵本では戦争をしないと決めた国が、徐々に戦争ができる国になっていく様子がやさしい言葉で描かれています。

例えば、世界の平和を守るため、戦争で困っている人びとを助けるためと言って自分の国を守るためだった軍隊が武器を持ってよその国にでかけたり、攻められそうだと思ったら、先にこちらから攻めると言い出します。学校ではいい国民は何をしなければならないのか、どんな国やどんな人が悪者かが教えられるようになります。普段から戦争のための訓練を受けさせられます。そして「人のいのちが世の中で一番たいせつだと今までおそわってきたのは間違い」になっていくのです。

戦後の社会科の最大のテーマは、「再び戦争を起こさないこと」なのだそうです。しかし、いま授業で戦争に反対したり、戦争しようとする法律を批判したりすると「その授業は政治的だ!けしからん!」と怒られるのだそうです。とってもおかしい話です。

法教育が目指している社会は、個人が尊重される自由で公正な社会です。多様な価値観を認め、紛争を話し合いで解決する社会です。

弁護士会は引き続きあらゆる戦争に反対していきます。そして戦争をつくろうとする人が少しでも減るように日本国憲法の価値と法教育の価値を世の中に広げていきます。

※絵本「戦争のつくりかた」はネットで公開されています。Googleなどの検索エンジンで「戦争のつくりかた」と検索してみてください。

# 札幌弁護士会・ジュニアロースクール



令和4年12月11日、札幌弁護士会館において、ジュニアロースクールが開催されました。ジュニアロースクールとは、全道の高校生を対象としてゼミナールや模擬裁判を行う、札幌弁護士会主催のイベントです。神奈川県弁護士会も、サマースクールというイベントを開催しておりますが、中学生と高校生を対象としている点がジュニアロースクールと異なる点となります。

昨今猛威を振るっている新型コロナウイルスの影響で、サマースクールは、令和元年に対面で開催されて以降、これまでずっとZoomを用いてオンラインで開催されております。私は、当会法教育委員会のサマースクール部に所属しておりますが、72期であり、対面で開催されたサマースクールを経験したことがありません。そのような状況下で、令和4年のジュニアロースクールが対面で開催されることから、法教育委員会の須藤公太委員、兼島俊委員、東史織委員及び私の4人が視察に行きました。

令和4年のジュニアロースクールでは、午前は法教育のゼミナール、午後は刑事の模擬裁判という構成でした。

法教育のゼミナールでは、染髪禁止校則の適法性が争われた訴訟をアレンジした事案をもとに、当事者の主張のやりとりを見た生徒が自ら事実認定をしたうえで、認定した事実をもとに同校則の適法性について判断する授業が行われました。非常に踏み込んだ内容で、教員側が生徒に目的手段審査の枠組みを教え、実際にその枠組みで当てはめをさせていた点が印象的でした。

刑事の模擬裁判では、希望した生徒が住居侵入及び

窃盗被告事件の裁判劇を実演し、残りの生徒は裁判官という立ち位置で参加していました。争点は犯人と被告人の同一性で、間接事実を積み上げて本件の犯人は被告人であると認定できるかについて考える題材になっていました。論告と弁論の出来が良かったので、てっきり札幌弁護士会の弁護士が作成したものを生徒が読んでいるものとばかり思っていたのですが、後から生徒自身が作成したものだったと聞いて非常に驚きました。

今年の当会のサマースクールは対面で行われる予定であるため、私としては、札幌弁護士会がどのような感染対策を行っているかにも関心がありました。実際に見てみると、ジュニアロースクールにおいては、マイクを使った際はその都度消毒をしていたり、参加人数を例年の3分の2程度の40人程に絞っていたり、対面となる生徒同士の机の距離を離すなどの方策を講じていました。当会のサマースクールにおいても、ジュニアロースクールにおける方策を参考にし、感染対策を行いたいと考えております。

最後に、札幌弁護士会の法教育委員会は、非常に熱心に法教育に取り組んでおられました。その熱意はジュニアロースクールの場でも感じましたし、その後の懇親会の場においても強く感じることができました。

私としても、今年のサマースクールは、札幌弁護士会に負けないような出来映えにしたいと強く思った次第です。

(法教育委員会委員 小林 弘明)



# 新城高等学校での模擬裁判授業

昨年、神奈川県立新城高等学校にて、3年生全員を対象とした模擬裁判授業を行いました。

10月6日には、当職が模擬裁判に向けた事前学習として司法教育講演会を行い、刑事手続の概要、事実認定の方法について、生徒に向けて講義を行いました。特に、いわゆるトゥールミンモデル（イギリスの哲学者が考案した、結論を支える根拠を事実と論拠とに分ける論理モデル）をベースとした事実認定の方法について解説しました。また、今回の模擬裁判の題材が殺人未遂事件であったことから、殺意の認定方法について具体例を挙げつつ詳細に説明しました。

10月17日には、当職を含め7名の弁護士が模擬裁判の授業を行いました。

まずは、体育館で、模擬裁判のシナリオに従い、弁護士が被告人役・証人役・裁判官役・検察官役・弁護人役・書記官役を担当し、解説付きで裁判劇を実演しました。その後各クラスにて、各弁護士を進行役として、生徒がグループに分かれて、グループごとに殺意の有無につき議論しました。

事件の概要は、被告人が、殺意を持ってノート型パソコンの角で被害者である同居の父の後頭部を1回殴打したとして起訴されたというものです。ノート型パ

ソコンの形状、怪我の部位・程度、事件当時・事件後の被告人の行動、動機の有無等、多角的な検討が必要な内容です。

当初は決定的な証拠がないとして、殺人未遂に当たらないというのが生徒の意見の大多数でした。ただ、他の生徒の意見を聞いて、自分の意見を変えた生徒も多く見受けられました。この点については、弁護士から、未必の故意についての解説や、情況証拠の積み重ねによって有罪を立証できる場合もあるという解説がされたことも一因と思われます。

各弁護士からは、どのクラスでも生徒が予想以上に活発に議論をしており、与えられた時間を全て使って話し合っても、まだ話し足りないというほどに熱心であったとの報告がありました。生徒には法曹という仕事の魅力の一端を実感してもらえたものと思います。

(法教育委員会委員 市川 知明)



## 神奈川県立金沢総合高校 出前授業



2022年10月20日、神奈川県立金沢総合高等学校で1枠（50分）の出前授業を行いました。担当教諭からは事前に生徒の質問事項をもらっていただき、事前打ち合わせでは、法学入門的な話と弁護士の職業紹介をしてほしいとのことでしたので、簡単なレジュメを用意し、それに従って授業を行いました。

法学入門として、憲法、民法、刑法の法体系を説明し、特に民法について、身近にある契約類型、具体的には、高校生でも、売買（購買でパンを買う）、使用貸借（友人から文房具、ゲームソフトやDVDを借りる）をしていること、高校を卒業後、大学に入って一人暮らしをすればアパートを借りるために賃貸借契約をすること、就職すれば雇用契約をすること、他にもネット上のさまざまな契約をすること、その他にも、将来結婚することは婚姻、祖父母が亡くなれば両親に相続が発生すること、交通事故を起こせば不法行為が問題となることなどを説明しました。

弁護士の仕事について、事前の質問に答える形で、

弁護士になろうと思ったきっかけ、やりがい、つらいこと、休みの過ごし方、印象に残っている事件などの話をしました。最後に、弁護士を目指すわけではなくても、会社の法務部に入ることもあるし、弁護士に相談することもあること、法律は単純に守ればよいというものではなく法律が制定された理由があるのでそれを考えてみるのが重要であること、紛争になったら相手の言い分に耳を傾けることが重要であることなどを、熱く(?)語って締めくくりました。

1枠の講義だったので時間はあっという間に過ぎましたが、生徒は熱心に聞いていて、キラキラした眼差しに私の心も輝きを取り戻すことができました。

後日教諭からは生徒からの感想もいただき、いつか裁判を受ける時がきたら依頼したいなど、高校生らしからぬ感想もありましたが、概ね興味深く聞いてもらえたようで安堵しました。

(法教育委員会委員 田中 恒司)

# 県立高校生学習活動コンソーシアム協議会

2022年12月23日、14時30分から1時間、令和4年県立高校生学習活動コンソーシアム協議会がZoomで開催されました。

コンソーシアム（Consortium）とは、「互いに力を合わせて目的に達しようとする組織や人の集団、共同体」を意味します。県立高校生学習活動コンソーシアムは、これまで県内の各高校が、高校ごとに大学や企業・団体等の機関と連携・協定を結んで、出前授業や体験学習などの教育活動を行っていたところ、これらの連携・協定を、神奈川県教育委員会が（大雑把に言えば）とりまとめる、というものです。

県教育委員会が、大学・企業等と協定を締結し、これらの機関から提供される教育プログラムを神奈川県のホームページで紹介することで、多様な教育機会の提供をしようとするものです。神奈川県弁護士会も2019年3月22日に、県教育委員会と「連携と協力に関する協定」を締結しています。

今回の協議会では、実際に前出授業を行った企業の実践例の報告や、コンソーシアムのさらなる発展構想などの紹介があり、とても勉強になるものでした。

とはいえ、実際に体験してみないと分からない点もあ

るかと思われま。当会も法教育センターなどを通じ、各種出前授業・模擬裁判プログラムの提供を行っております。当会会員には法教育センターに登録して、是非出前授業などを行っていただき、高校の先生方などの教育関係の方々には、「神奈川 コンソーシアム」と検索すると、神奈川県のコンソーシアムのホームページに活用仕方まで詳しく掲載されていますので、それらを参考に活用いただければと思います。

（法教育委員会委員 青木 康郎）



神奈川県弁護士会

## 法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

### こんなことを頼めます…

- 裁判傍聴会** 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。
- 出前授業** 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。
- 模擬裁判** 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

### お問合せは

横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会内  
神奈川県弁護士会法教育センター  
TEL 045-211-7711 FAX 045-211-7718  
受付時間 月～金 午前9時～12時 午後1時～5時



これまで企業法務に関わってきましたが、法教育委員会に入り日々新しい気付きがあります。

法教育の現場に参加し、弁護士は皆さんのより良き将来づくりに貢献できる、とても素敵な職業だと実感します。

（川口 言子）



|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 細貝 嘉満 | 青木 康郎 | 田丸 明子 |
| 河野 隆行 | 服部 知之 | 村上 貴久 |
| 押田 美緒 | 大木秀一郎 | 松浦ひとみ |
| 伊藤 真哉 | 岩崎 健太 | 川口 言子 |

## ホームページにアクセス!

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

神奈川県弁護士会ホームページ  
(<https://www.kanaben.or.jp>)  
にアクセス!

